

とよた森づくり委員からの質問・意見及び回答

質問・意見項目	質問・意見内容	回答
1 全体	市町村森林計画と森づくり構想との関係はどのようなものなのか？	本市としては、あくまで森づくり構想をマスタープランとして考えている。市町村森林整備計画は、国及び県の計画に沿って、必要最低限のレベルで作成したものである。
2 P1	19行目の「里山として維持管理されてきた」ではなく「里山として活用されてきた」に変更すべき。	左記のように変更する。
3 P3	「国民」は、「人類or市民or住民or人々or…」(国籍には関係ないのではないか。)保健・機能	「市民」と記載する。「市民」とは一般人の総称として使用)
4 P3	「森林公園等の施設を伴う」を削除(市内には、森林公園はない。)	森林公園等は、森林がある公園の意味として記載している。
5 P6	心持ち柱材」は、「芯持ち柱材」ではないのかな?(常用漢字に「芯」が新規に採用された。)	「芯」に変更する。
6 P6	標準伐期齢の項末尾に「又、保安林等の伐採制限の基準となる。」を入れる。 (「なお」を書く位なら)	「なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるとともに、保安林等の伐採制限の基準となる。また、実際の伐採に関しては、育成の状況など個々に判断するため、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。」に変更する。
7 P8・10	更新期間を2年と5年に区分する根拠は何か。	国及び地域森林計画における指針を基に設定した。
8 P9	択伐率は、本数か材積か。	材積となる。
9 P10	4の基準は、(1)と(2)だけでよいのか。 「伐採の中止」の関係が示されていない。	基本的に内容は森林法第10条の9第4項の法文のとおりとし、その中で新たに基準を設けたもののみを記載してある。
10 P10	(2)の3000本の意味は何か。疎仕立てとの関連はどのようなのか。	「10,000本/ha」に修正する。(記載ミスのため)
11 P11	第3の1の基準は、施業体系別に異なる林齢を定めるべきではないか。 (林齢が同じでよいわけがない。P11も同じ)	国から示された表(現行)のとおりとする。
12 P11	標準的な方法は、施業体系別に定めるべきではないか。	同上
13 P12	18行目 「それ以外」とは何以外なのか。	「それ」とは、「択伐による複層林施業」となる。
14 P14	表に単位が記載されていない。	記載する。(m/ha)
15 P14	(2)は、三区分の「林道」なのか、「作業路網」の意味なのか。本文と整合性がない。どうも作業路網のような感じがする。 もし、そうだとすると、別表3の種別は、三区分で表示するか、別の区分分けをした表を作る必要があるのではないか。	項目名を以下のとおり変更 (国からの運用通知による変更) ・「林道」と「林業専用道」を『ア基幹路網』として記載。 ・「森林作業道」は『イ細部路網』として記載。
16 P15	1の「不在村森林所有者」は、「地域外在住森林所有者」と表示したほうがよいのではないか。 (森づくり会議の地域外の森林所有者の意味には理解できない。)	「地域外の森林所有者」に変更する。
17 P20	③森林組合にのみの委託なのか。ボランティア等の活用はないのか。	「ボランティアの活動の場」を追加する。
18 ゾーニング	ゾーニングしたことによる補助金への影響はあるのか。また森づくり会議等への影響はあるのか。	ゾーニングによる影響は、皆伐に関して影響が考えられるが、間伐等については、影響がない。 そもそも、計画作成に関しては、現行の補助金や事業に影響がないようなゾーニングを基本としている。
19 ゾーニング	生物多様性機能のゾーニングを想定しているのか。市環境部が把握しているデータを利用するのか。	生物多様性機能は保健文化機能に含めて位置づけ、市の把握しているデータを基に、担当所管課と調整のうえ、面的に保全が必要な地域を原則小班単位に選定する。
20 ゾーニング	ゾーニングによって設定された区域の利害得失を明確にしないと、「ゾーニングの考え方」がよいか否かの判断が出来ない。早急に各委員に連絡されたい。	「資料4-1」別紙参照
21 ゾーニング	ゾーニングの基準: 市で定めたとの説明だが、国県から示された例はあるのかないのか。	「資料4-2」参照
22 ゾーニング	相続税の特例とは？	「資料3-2」参照
23 ゾーニング	相続税評価の特例の件: 私見では保安林の伐採方法(択伐、皆伐の区分による)による評価額の減額の規定が適用されることかな?と推測される。どのように適用されるのか確認していただきたい。	「資料3-2」参照